

(趣旨)

第1 この要綱は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、甲府市補助金等交付規則(昭和38年甲府市規則第50号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBODの日間平均値が20mg/l以下(甲府市水道水源保護指導要綱第2の(2)に規定する水源保護地域においては10mg/l以下であって、BOD除去率95%以上)の機能を有するとともに、厚生省浄化槽対策室長通知(平成4年10月30日付け衛浄第34号)に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合し、全国浄化槽推進市町村協議会に登録され、(一社)全国浄化槽団体連合会とその会員である(一社)山梨県管工事協会が実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」に基づき保証登録されたものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助対象地域)

第3 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、市内全域とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する区域は、補助対象地域から除くものとする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項及び第25条の11第1項の規定による事業計画区域
- (2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の4第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域

(補助対象者)

第4 補助の対象者は、第3に規定する補助対象地域において、専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する事業(以下「補助事業」という。)を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 建築基準法第6条第1項に基づく確認の申請又は法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売又は賃貸等を目的とする住宅に浄化槽を設置する者
- (3) 専用住宅又は土地の借受人で、浄化槽設置に関して貸付人の承諾が得られない者
- (4) 専用住宅を新築又は増築する際に浄化槽を設置する者で、当該設置が汚水処理の未普及解消につながらないもの
- (5) 既存の浄化槽を更新又は改築する者。ただし、災害に伴い更新又は改築する者を除く。
- (6) 補助事業の申請前に浄化槽本体に係る工事を着工した者。

(浄化槽の人槽)

第5 浄化槽の人槽は、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)の2に定めるただし書きに基づき、住宅の延べ面積のみで決定するものではないことを十分考慮することとする。

(補助金額)

第6 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1及び別表2左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表右欄に掲げる額を限度とする。

(補助事業の申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽工事着工予定日より2週間前までに浄化槽設置事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項の審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び浄化槽の配置図
- (3) 専用住宅又は土地の借受人は、貸付人の承諾書
- (4) 浄化槽の設置等に係る費用の見積書の写し
- (5) 浄化槽設置工事に関する誓約書(第1号様式の2)
- (6) 浄化槽維持管理に関する誓約書(第1号様式の3)
- (7) 現住居(汚水処理方式)申告書(第1号様式の4)

- (8) (7) で必要となる書類
 - (9) 浄化槽設備士免状の写し
 - (10) 昭和62年度以前の浄化槽設備士資格取得者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
 - (11) 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
 - (12) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- （補助事業の承諾）

第8 市長は、第7に規定する浄化槽設置事業補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助事業に該当すると認めたときは、浄化槽設置事業承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9 第8に規定する通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更するとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助事業の完了報告）

第10 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業完了報告書（第4号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成30年甲府市条例第61号）の規定に基づき市長の登録を受けた浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (2) 法定検査受検申込書の写し
- (3) 法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面の写し
- (4) 浄化槽の設置費用の領収書の写し
- (5) 浄化槽の設置工事の写真
- (6) 浄化槽設備士が確認し、証明したチェックリスト
- (7) 銀行預金口座振込登録申請書
- (8) 浄化槽清掃許可業者との業務委託契約書等の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

（確認）

第11 市長は、第10に規定する報告があつたときは、速やかに補助事業が適正に執行されたかどうか確認しなければならない。

（補助金の交付決定）

第12 市長は、第11に規定する確認の結果、補助事業が適正に執行されたと認めたときは補助金の交付を決定し、浄化槽設置事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

（その他）

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第6関係）

浄化槽区分	補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

別表2（第6関係）

撤去（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換）	（上限）150,000円
撤去（くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換）	（上限）90,000円
宅内配管（単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換）	（上限）330,000円